

商店会  
防犯カメラシステム運用規定

1 目的

この規定は、商店会街路に設置される防犯カメラについて、犯罪の抑止および防止を図ることと並行して、当該カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置または運用について定める。

2 設置者等

- (1) 本システムの設置者は 商店会とする。  
(2) 本システムの管理責任者は とし、取扱者は とする。

3 設置場所

- (1) カメラは 商店会街路に別図のとおり 台設置する。  
(2) モニター装置および録画機材一式は下記に掲げる場所に設置する。

所在地	練馬区	-	-
名称		商店会会館	

4 カメラシステムの管理方法

- (1) 設置するカメラ・モニター装置・録画装置等の財産について備品台帳を調製する。  
(2) 設置するカメラについては、落下防止等の安全処置を講じる。  
(3) モニター装置設置場所については、管理責任者の許可を得たもの以外の立入りを禁止する等の措置を講じ、画像データの外部漏えいを防止する。  
(4) モニターによる監視を行う場合には、取扱者の立会いのもとに行うこととする。

モニター関し業務を外部委託する場合は、(4)の規定は、下記のとおりとして下さい。

- (4) モニター監視業務は、[委託業者]に依頼する。モニターによる監視を行う場合には、[委託業者]が委託契約においてあらかじめ指定した者の立会いのもとに行うこととする。

5 カメラ設置の表示

カメラ設置箇所には、来街者から見やすい位置に、カメラを設置している旨および設置者・問合せ先を記したプレート等を設置する。

6 画像データの保管と廃棄

- (1) カメラから取得した画像データは録画装置に自動的に記録する。  
(2) 取得した画像データの保管期間は取得後原則7日間とし、保管期間終了後は自動的に消去されるものとする。

## 7 画像データの開示

- (1) 画像データの開示の理由は、犯罪捜査および公序良俗の確保に限定する。
- (2) 画像データの開示は、裁判所・警察署・監督官庁等からの正式要請があるもの以外には応じない。開示を伴わない問合せについても同様とする。

## 8 記録等

- (1) カメラ・モニター装置等のメンテナンス・更新等を行い、備品台帳の記載内容に変更が生じる場合には、漏れなく当該備品台帳に記録する。
- (2) 画像データの開示請求があった場合には、開示日・目的・申請者・開示の可否・決定の過程・開示した画像の範囲などを書面により記録する。
- (3) 上記により記録した書面等は、作成後5年間保存する。

## 9 苦情処理

管理責任者はカメラの設置・運用にあたり、区民等から苦情が寄せられた場合には、遅滞なく適切に処理する。

## 10 その他

この運用規定に記載されていない事項については、「練馬区防犯カメラ設置指針」に準じて取り扱う。